

関係各位

輸入公表等の改正について

外国為替及び外国貿易法第52条の規定に基づく輸入規制は、輸入貿易管理令において、①輸入割当制度（I Q）、②原産地・船積地域規制（二号承認・二の二号承認）、③事前確認・通関時確認として行っております。

今回、輸入貿易管理令第3条に基づく「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」（輸入公表）等の一部が改正されることとなりました。

〔改正内容〕

1. 麻薬物質の追加

- 厚生労働省による「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」の改正を受け、麻薬4物質を輸入公表に追加
  - ・ 輸入公表の輸入承認品目（二の二号承認）に麻薬4物質を追加
  - ・ 「医薬品類の輸入の承認について（輸入注意事項19第5号）」の改正（8月3日施行）

2. モントリオール議定書の締約国追加

（1）輸入

オゾン層破壊物質に係る輸入規制について、輸入貿易管理令の規定に基づき輸入割当品目として輸入数量規制するとともに、非締約国については二号承認制による貿易規制を実施

- ・ 「輸入公表三の九の（4）のハ及びニ」にネパールを追加（8月16日施行）

（2）輸出

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国等について」（輸出注意事項18第17号）の一部改正

- ・ 同注意事項に、シリア（8月9日施行）、ネパール（8月16日施行）を追加

〔添付資料〕

- ・ 官報 第5854号（改正文）（別添1）
- ・ 「医薬品類の輸入の承認について」の一部改正について（別添2）
- ・ 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書等の締約国について」の一部改正について（別添3）

〔問合せ先〕

（輸入関係）

東京税関業務部通関総括第2部門（電話：03-3599-6338）

（輸出関係）

東京税関業務部通関総括第4部門（電話：03-3599-6341）



経 済 産 業 省

20120717 貿局第2号  
輸入注意事項24第24号  
経済産業省貿易経済協力局

「医薬品類の輸入の承認について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成24年8月1日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

「医薬品類の輸入の承認について」の一部改正について

「医薬品類の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け平成19・02・27貿局第3号・輸入注意事項19第5号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成24年8月3日から施行する。

「医薬品類の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○医薬品類の輸入の承認について（平成19年3月6日付け平成19・02・27貿局第3号・輸入注意事項19第5号）

改正後			現行		
1 対象品目			1 対象品目		
関税率表の 番号等	品目	備考	関税率表の 番号等	品目	備考
1211・30 ~ 1302・19-3-(2)	(略)		1211・30 ~ 1302・19-3-(2)	(略)	
2907・29	・(1RS・3SR)-3-[2-ヒドロキシ-4-(2-メチル ノナン-2-イル)フェニル]シクロヘキサン-1-オール及 びその塩類	麻薬		新規	
2914・31 ~ 2922・31	(略)		2914・31 ~ 2922・31	(略)	
2922・39	・6-ジメチルアミノ-5-メチル-4・4-ジフェニル-3-ヘ キサノン (別名イソメサドン) 及びその塩類	麻薬	2922・39	・6-ジメチルアミノ-5-メチル-4・4-ジフェニル-3-ヘ キサノン (別名イソメサドン) 及びその塩類	麻薬
	・2-(メチルアミノ)-1-フェニルプロパン-1-オン (別 名メトカチノン) 及びその塩類	麻薬		・2-(メチルアミノ)-1-フェニルプロパン-1-オン (別 名メトカチノン) 及びその塩類	麻薬
	・2-(2-クロロフェニル)-2-(メチルアミノ)シクロヘ キサノン (別名ケタミン) 及びその塩類	麻薬		・2-(2-クロロフェニル)-2-(メチルアミノ)シクロヘ キサノン (別名ケタミン) 及びその塩類	麻薬
	・2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン -1-オン及びその塩類	麻薬			
2922・44 ~ 2933・59	(略)		2922・44 ~ 2933・59	(略)	
2933・99	・2-(4-クロロベンジル)-1-(ジエチルアミノ)エチル -5-ニトロベンズイミダゾール (別名クロニタゼン) 及び その塩類	麻薬	2933・99	・2-(4-クロロベンジル)-1-(ジエチルアミノ)エチル -5-ニトロベンズイミダゾール (別名クロニタゼン) 及び その塩類	麻薬
	・1-(ジエチルアミノ)エチル-2-(4-エトキシベンジル) -5-ニトロベンズイミダゾール (別名エトニタゼン) 及び その塩類	麻薬		・1-(ジエチルアミノ)エチル-2-(4-エトキシベンジル) -5-ニトロベンズイミダゾール (別名エトニタゼン) 及び その塩類	麻薬
	・1・3-ジメチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ) アザシクロヘプタン (別名プロヘプタジン) 及びその塩類	麻薬		・1・3-ジメチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ) アザシクロヘプタン (別名プロヘプタジン) 及びその塩類	麻薬
	・3-(2-アミノブチル)インドール (別名エトリプタミン) 及びその塩類	麻薬		・3-(2-アミノブチル)インドール (別名エトリプタミン) 及びその塩類	麻薬

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3- (2- (ジエチルアミノ) エチル) インドール (別名DET) 及びその塩類</li> <li>・ 3- (2- (ジメチルアミノ) エチル) インドール (別名DMT) 及びその塩類</li> <li>・ 3- ((2-ジメチルアミノ) エチル) -インドール-4-イルリン酸エステル (別名サイロシビン) 及びその塩類</li> <li>・ 3- (2- (ジメチルアミノ) エチル) -インドール-4-オール (別名サイロシン) 及びその塩類</li> <li>・ 1- (1-フェニルシクロヘキシル) ピロリジン (別名ロリシクリジン) 及びその塩類</li> <li>・ 3・7-ジヒドロ-1・3-ジメチル-7- (2- ((<math>\alpha</math>-メチルフェネチル) アミノ) エチル) -1H-プリン-2・6-ジオン (別名フェネチリン) 及びその塩類</li> <li>・ 3-[2- (ジイソプロピルアミノ) エチル]-5-メトキシインドール (別名5-Me o-DIPT) 及びその塩類</li> <li>・ 3- (2-アミノプロピル) インドール (別名AMT) 及びその塩類</li> <li>・ 1-ナフタレニル(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類</li> </ul>	<p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>向精神薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p>							
2934・91 (略)				2934・91 (略)					
2934・99	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3- (N-エチル-N-メチルアミノ) -1・1-ジ- (2-チエニル) -1-ブテン (別名エチルメチルチアンブテン) 及びその塩類</li> <li>・ 3-ジエチルアミノ-1・1-ジ- (2-チエニル) -1-ブテン (別名ジエチルチアンブテン) 及びその塩類</li> <li>・ 3-ジメチルアミノ-1・1-ジ- (2-チエニル) -1-ブテン (別名ジメチルチアンブテン) 及びその塩類</li> <li>・ 4-フェニル-1- (2- (テトラヒドロフルフリルオキシ) エチル) ピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名フレチジン) 及びその塩類</li> <li>・ ((3-メチル-4-モルフォリノ-2・2-ジフェニル) ブチリル) ピロリジン及びその塩類</li> </ul>	<p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p>		2934・99	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3- (N-エチル-N-メチルアミノ) -1・1-ジ- (2-チエニル) -1-ブテン (別名エチルメチルチアンブテン) 及びその塩類</li> <li>・ 3-ジエチルアミノ-1・1-ジ- (2-チエニル) -1-ブテン (別名ジエチルチアンブテン) 及びその塩類</li> <li>・ 3-ジメチルアミノ-1・1-ジ- (2-チエニル) -1-ブテン (別名ジメチルチアンブテン) 及びその塩類</li> <li>・ 4-フェニル-1- (2- (テトラヒドロフルフリルオキシ) エチル) ピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名フレチジン) 及びその塩類</li> <li>・ ((3-メチル-4-モルフォリノ-2・2-ジフェニル) ブチリル) ピロリジン及びその塩類</li> </ul>	<p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p>			

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2-メチル-3-モルフォリノ-1・1-ジフェニル酪酸 (別名モラミド中間体) 及びその塩類</li> <li>・ 1-(2-モノフォリノエチル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名モルフェリジン) 及びその塩類</li> <li>・ 6-モルフォリノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノン (別名フェナドキソン) 及びその塩類</li> <li>・ 4-モルフォリノ-2・2-ジフェニル酪酸エチルエステル (別名ジオキサフェチルブチレート) 及びその塩類</li> <li>・ シス-2-アミノ-4-メチル-5-フェニル-2-オキサゾリン (別名4-メチルアミノレクス) 及びその塩類</li> <li>・ N-(1-(2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名チオフェンタニル) 及びその塩類</li> <li>・ 1-(1-(2-チエニル)シクロヘキシル)ピペリジン (別名テノシクリジン) 及びその塩類</li> <li>・ N-(1-(1-メチル-2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名アルファメチルチオフェンタニル) 及びその塩類</li> <li>・ N-(3-メチル-1-(2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名3-メチルチオフェンタニル) 及びその塩類</li> <li>・ 1-(3・4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類</li> </ul>	<p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p>
2939・11 ~ 30・04 (略)		
2~5 (略)		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2-メチル-3-モルフォリノ-1・1-ジフェニル酪酸 (別名モラミド中間体) 及びその塩類</li> <li>・ 1-(2-モノフォリノエチル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名モルフェリジン) 及びその塩類</li> <li>・ 6-モルフォリノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノン (別名フェナドキソン) 及びその塩類</li> <li>・ 4-モルフォリノ-2・2-ジフェニル酪酸エチルエステル (別名ジオキサフェチルブチレート) 及びその塩類</li> <li>・ シス-2-アミノ-4-メチル-5-フェニル-2-オキサゾリン (別名4-メチルアミノレクス) 及びその塩類</li> <li>・ N-(1-(2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名チオフェンタニル) 及びその塩類</li> <li>・ 1-(1-(2-チエニル)シクロヘキシル)ピペリジン (別名テノシクリジン) 及びその塩類</li> <li>・ N-(1-(1-メチル-2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名アルファメチルチオフェンタニル) 及びその塩類</li> <li>・ N-(3-メチル-1-(2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名3-メチルチオフェンタニル) 及びその塩類</li> </ul>	<p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p>
2939・11 ~ 30・04 (略)		
2~5 (略)		

経 済 産 業 省

20120720 貿 局 第 3 号  
輸出注意事項24第44号  
経済産業省貿易経済協力局

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国等について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成24年8月1日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国等について」の一部改正について

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国等について」(平成18年5月12日付け平成18・05・02貿局第2号・輸出注意事項18第17号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成24年8月9日から施行する。ただし、改正規定中「ネパール」に係る部分については、平成24年8月16日から施行する。

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国等について（平成18・05・02貿局第2号・輸出注意事項18第17号）

改正後	現 行
<p>オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国等について</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 議定書附属書CのグループIIに属する物質及び同議定書附属書Eに掲げる物質に係る議定書（1992年に採択された改正議定書）締約国</p> <p>アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、ミクロネシア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、北朝鮮、大韓民国、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルジブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、<u>ネパール</u>、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポ</p>	<p>オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国等について</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 議定書附属書CのグループIIに属する物質及び同議定書附属書Eに掲げる物質に係る議定書（1992年に採択された改正議定書）締約国</p> <p>アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、ミクロネシア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、北朝鮮、大韓民国、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルジブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガ</p>



ルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、サモア、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、台湾、タンザニア、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

5 議定書附属書CのグループIIIに属する物質に係る議定書（1999年に採択された改正議定書）締約国

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、クック諸島、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、フィジー、エチオピア、ミクロネシア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、バチカン、ホンジュラス、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、北朝鮮、大韓民国、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルジブ、マリ、マーシャル、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント、サントメ・プリンシ

ル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、サモア、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、台湾、タンザニア、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

5 議定書附属書CのグループIIIに属する物質に係る議定書（1999年に採択された改正議定書）締約国

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、クック諸島、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、フィジー、エチオピア、ミクロネシア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、バチカン、ホンジュラス、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、北朝鮮、大韓民国、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルジブ、マリ、マーシャル、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、オランダ、ニュージーランド、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、サモア、サンマリノ、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソ

ペ、サモア、サンマリノ、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、台湾、タジキスタン、タンザニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

6 (略)

マリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、タイ、台湾、タジキスタン、タンザニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ